

令和 8 年 8 月 2 7 日

各関係機関の長 殿

国立医薬品食品衛生研究所長
(公 印 省 略)

安全性生物試験研究センター 毒性部研究員の公募について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、当所安全性生物試験研究センター 毒性部において研究員を公募することとなりました。つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮とは存じますが、貴機関関係者にご周知くださいますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 職名

安全性生物試験研究センター 毒性部研究員（厚生労働技官・研究職） 1名

2. 業務内容

安全性生物試験研究センター毒性部においては、化学物質、食品、添加物、医薬品等の業務関連物質の安全性評価に関連する毒性学的試験・実験動物の飼育管理及びそれらに関連する研究を行っている。また、ガイドライン作成等の行政対応業務にも携わっている。

今回公募する研究員は、業務関連物質の安全性評価に資する新たな手法の開発・評価と、その行政への適用に向けた研究に従事する。あわせて、化学物質や食品添加物等の規制に向けた安全性評価並びに関連する行政対応業務に従事する予定である。

3. 応募資格

- (1) 薬学系、獣医学系、医学系あるいはその他の生命科学領域における博士の学位を取得後、概ね5年以内の者、又は令和9年3月末までに博士号取得見込みの者
- (2) 公募する業務内容に示した分野の研究を実施する上で必要な生命科学（毒性学、分子生物学、生化学、細胞生物学、または薬理学等）に関する専門知識及び研究経験、並びに研究業績を有すること
- (3) 国際的動向を踏まえた次世代の安全性評価手法の開発・評価研究、並びに関連する規制科学に高い関心と意欲を有すること
- (4) 研究所内外の研究者と協力し、試験・研究を主導して遂行できる能力と協調性を有すること
- (5) 厚生労働省所管の国立研究機関における試験・研究業務の意義と役割を理解し、専門分野に関連した行政支援活動に対して積極的に取り組む意欲を有すること
- (6) 外国人との専門分野の打ち合わせ、討論を行うに足る英語力を有すること

4. 提出書類

- (1) 履歴書 (<https://www.nihs.go.jp/oshirasejoho/kobo.html> に掲載されている様式、又は市販の横書き履歴書用紙、あるいはそれに準ずる様式のものに、国籍、高等学校卒業以降の学歴、職歴、所属学会、教育歴、賞罰、免許・資格を記入し、写真（6か月以内に撮影）

を添付すること)

- (2) 現在までの主要研究概要 (A4用紙2頁、カラー可)
- (3) 研究業績目録(原著論文、総説、解説、単行本、シンポジウム、学会発表、知的財産、受賞歴等)及び主要論文別刷(3編以内、総説・解説も可)
- (4) 現在までの競争的研究費の獲得状況
- (5) 将来への抱負(陳述書)(A4用紙2頁)
- (6) 学位記(写し)もしくは学位授与証明書、又は大学院博士課程の修了(見込み)証明書(あるいは令和9年3月末までに学位取得見込みであることを証明できるもの)
- (7) 推薦状(複数可)
- (8) 着任時期について希望がある場合は、その旨を記載した書類
- (9) 障がいをお持ちの方で、職場内での配慮を希望する場合は、その旨を記載した書類
※各書類が複数枚になる場合にはクリップ止めにすること(ステープラーは使用しない)。
※(2)～(5)、(7)～(9)は様式自由。
※応募書類は返却しません。
※下記【備考】(1)～(3)に該当する者は応募できません

5. 応募締切日

令和8年11月16日(月)13時(必着・締切厳守)

6. 選考採用試験

- (1) 書類審査 令和8年11月下旬(予定)
※応募時に提出いただいた履歴書等(「4. 提出書類」参照)により選考いたします。
- (2) 面接試験 令和8年12月中旬(予定)
※面接には、15分程度のプレゼンテーションを含む。
※面接の実施場所は、国立医薬品食品衛生研究所
※最終合格発表は12月中旬から下旬に文書(電子メール等)にて通知予定

7. 採用予定年月日

令和9年2月1日(予定)(事情により応相談)

※着任時期について希望がある場合は、4. 提出書類(8)の書類を提出すること。

8. 勤務地

国立医薬品食品衛生研究所(神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26)

9. 処遇

- (1) 給与は、「一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)」等に基づき、学歴・経歴等を勘案して決定します。

＜モデル年収＞

研究員 博士課程修了後概ね2年以上経過したものとして試算

研究職俸給表 2級37号俸 年収約600万円程度(月収約43万円程度)

※ 上記は俸給、地域手当と期末手当・勤勉手当(標準成績の場合)により暦年(1～12月)での報酬水準を試算したものです。住居手当28,000円、超過勤務時間12時間の金額を含んで試算しています。これ以外に、個人の状況・勤務状況に応じて、超過勤務手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等の諸手当が支給されます。なお、当該金額は、共済掛金等の控除前のものであり、手取り年収ではありません。

- (2) 1週間当たりの勤務時間は38時間45分(週休2日制)です。
- (3) 年20日の年次休暇(採用の年は、採用の時期により20日より少ない日数となります)のほか、特別休暇(夏季・結婚・忌引・ボランティア等)、病気休暇の制度が整備されています。

10. 書類提出先

〒210-9501 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26

国立医薬品食品衛生研究所長

※応募書類の封筒には「毒性部研究員 応募書類在中」と朱書の上、書留にて郵送又は総務部総務課人事係に持参すること。

11. 本件問い合わせ先

国立医薬品食品衛生研究所 総務部総務課人事係長 柴田 彩乃

電話：044-270-6600 内線1103

E-mail: ayano-shibata@nihs.go.jp

【備考】

- (1) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ① 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
- (3) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者(令和8年度における定年年齢は62歳)